

令和5年10月4日・5日

中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

(事例発表) 小松市における 災害廃棄物処理対応について

石川県小松市経済環境部環境推進課

1. 災害発生状況

▶ 気象の状況

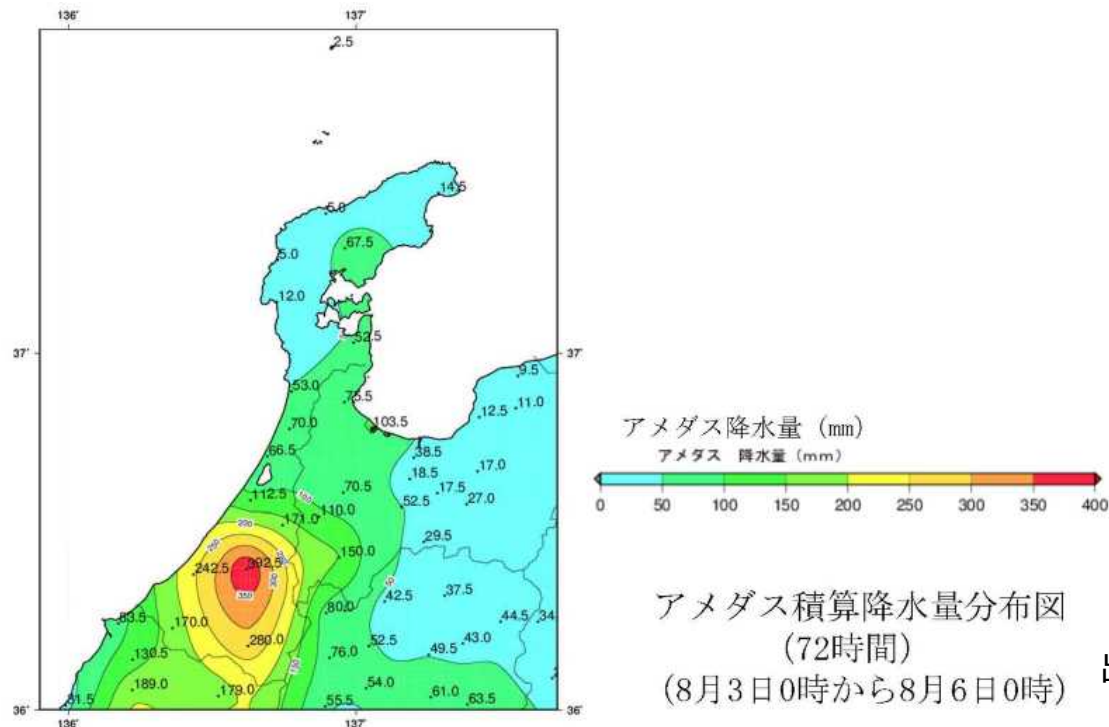
24時間雨量399mm：令和4年8月3日21:40～

1時間最大雨量90mm：令和4年8月4日9:50～

出典：石川県河川総合情報システム（中海観測所）

土砂災害警戒情報：8/4 5:08、9:45、13:25、19:40発表

記録的短時間大雨情報：8/4 5:28、10:06、10:36、10:47発表



アメダス積算降水量分布図
(72時間)
(8月3日0時から8月6日0時)

出典：金沢地方気象台

1. 災害発生状況

▶ 河川状況

梯川（国） 氾濫発生情報 8/4 14:30（右岸10.2KP～10.6KP）

鍋谷川（県） 氾濫発生情報 8/4 15:30（左岸鍋谷川橋300m下流）

8/4 18:30（左岸牛島排水機場100m上流）

- ▲ 河川越水箇所
- ✕ 河川堤防決壊箇所
- 河川被災箇所



堤防決壊（古府町地区）



堤防決壊（上八里町地区）

河道閉塞（中ノ峠町地区）

2. 被害の状況

(令和5年1月4日時点)

人的被害（人）		
重傷	軽傷	合計
1	6	7

住家被害（世帯）					
全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊	合計
5	176	97	988 ※	6	1,272

※床下浸水は消防本部調べ（棟数）

■ 証明書等の発行状況

罹災証明書	794件	住家
被災届出証明書	370件	非住家（納屋・車庫・空き家・土地・構築物・車両・家財等）
被災証明書	189件	事業所：165件，農林漁業施設：24件

その他の主な被害

田畑冠水	約 6 0 0 ha
水道（断水）	6 0 戸
河川護岸一部損壊	2 9 箇所
林道被害	2 7 8 箇所

道路損壊	7 7 箇所
がけ崩れ	7 箇所
農業施設被害	2 3 8 箇所

3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 災害廃棄物仮置場の選定（8/4）

- 小松市災害廃棄物等処理計画（R2.9改定）に合わせて
仮置場候補地を選定済み



- 仮置場候補地の中から、下記の条件を満たす場所を選定
 - ①直ちに使用できること
 - ②一定期間継続して使用できること
 - ③廃棄物を分別して、一定量堆積できる広さであること
 - ④車両搬出入に都合がよい場所であること（アクセス性高い）
 - ⑤アスファルト舗装されていること



こまつドーム 第2駐車場・第3駐車場 1箇所

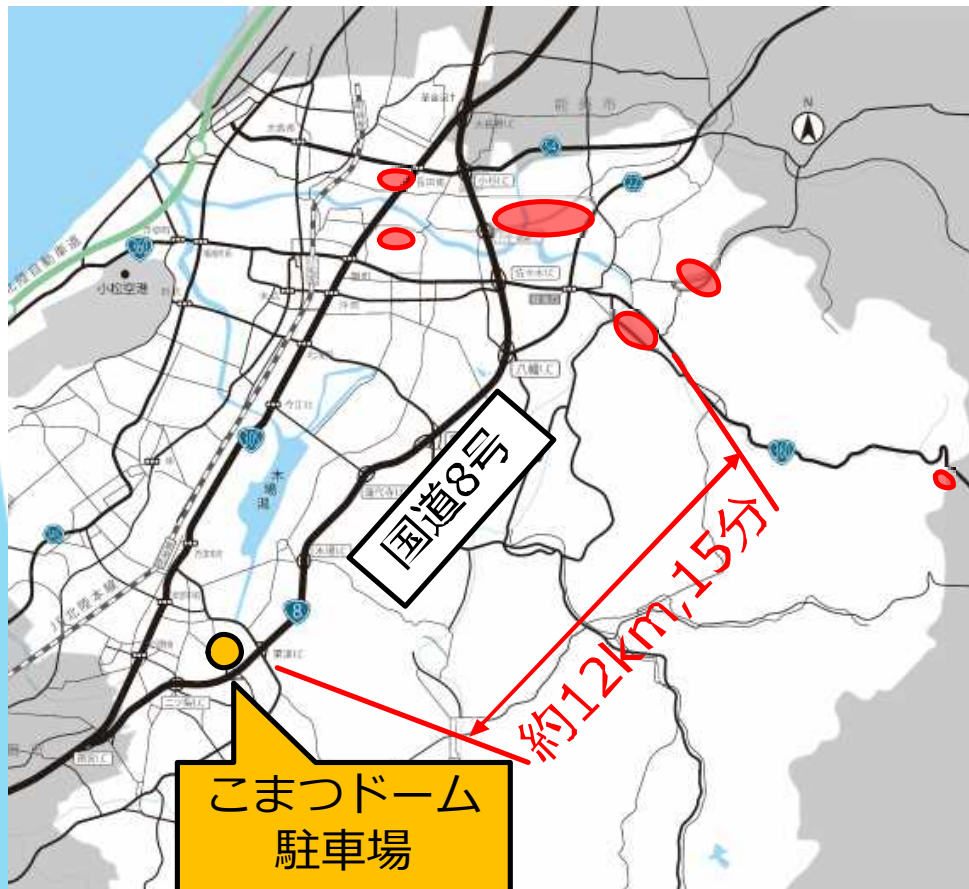
3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ こまつドーム第2駐車場・第3駐車場の概要

土地所有者：小松市

管理者：（公財）小松市まちづくり市民財団（指定管理者）

面積：7,700m²（第2P）+6,800m²（第3P）=14,500m²



3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 環境省、石川県、（一社）石川県産業資源循環協会との協議（8/5）

○令和元年12月に（一社）石川県産業資源循環協会と小松市との間で
「災害時における廃棄物の処理に関する協力協定」を締結

【協定内容】

- ・ 協力要請：災害廃棄物の収集、運搬、処理の協力を要請できる
- ・ 活動実施：指定活動場所では市の指示に基づき活動
- ・ 処理方法：応急分別方法による収集、可能な限り再使用、再生利用を図る
- ・ 費用負担：初動調査は協会負担
それ以外は協議して決定
- ・ 受入態勢整備：市が仮置場を設置し
速やかに協会に通知

※産資協は県とも同様の協定を締結済み

災害時における廃棄物の処理に関する協力協定書

小松市（以下「市」といふ。）と一社石川県産業資源循環協会（以下「協会」といふ。）は、小松市に設置、廃棄物、その他の大量発生災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」といふ。）において、小松市の人命、財産、安全、市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害廃棄物の処理（以下「活動」といふ。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

第1条 市は、本協定に基づき、小松市環境部環境対策課及び小松市産業資源循環協会（以下「協定関係者」といふ。）が、災害時における活動について、互に協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第2条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第3条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第4条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第5条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第6条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第7条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

【災害時の協定】
 第1条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第2条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第3条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第4条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第5条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第6条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第7条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第8条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第9条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第10条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第11条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第12条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第13条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第14条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

第15条 市は、災害発生後、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。この場合、協定関係者は、市が指定する活動場所において、協定関係者の協力を要請し、必要に応じて活動を実施することとする。

3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 環境省、石川県、（一社）石川県産業資源循環協会との協議（8/5）

○（一社）石川県産業資源循環協会に**口頭で要請**

委託内容 仮置場の設置・運営（災害廃棄物の分別・荷降ろし等）
災害廃棄物の運搬・処分

○環境省、県、産資協との打合せ内容

- ・ 災害廃棄物の処分方法
- ・ 仮置場での動線、交通誘導員の配置位置の確認
- ・ 仮置場に必要な人員・物資の確保
- ・ 市民への周知方法
- ・ 開設時期

3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 市民等への周知

8/5 10:00 災害廃棄物の仮置場を**準備中**

内容：**8/7より受入開始、詳細は8/6にお知らせ**

方法：市HP、LINE（防災・市政情報お知らせ）

防災無線（各戸設置）

結ネット（町内会役員向け情報アプリ）



8/5 14:00、15:30 被災ごみに関するお問い合わせ先のお知らせ

内容：環境推進課の電話番号、8:40~17:25、土日也可

方法：市HP、LINE、防災無線、結ネット

3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 市民等への周知

8/6 12:30 災害廃棄物の仮置場の設置について

内容：8/7(日)～8/31(水) 9:00～16:00

案内チラシ

- ・ 土日お盆も受入
- ・ こまつドーム駐車場
- ・ できるだけ泥を落としての持ち込み
- ・ ごみは自身でおろしていただく
- ・ あらかじめ分別して持ち込むとスムーズ
- ・ 生ごみは通常の収集日に町内の集積場へ

方法：市HP、LINE、防災無線、結ネット

※市HP、LINE、結ネットではチラシも配布

災害廃棄物の持ち込みについてのご案内

場 所 こまつドーム駐車場
 受入期間 8/7(日)～8/31(水)
 土日お盆も受け入れます
 受入時間 9:00～16:00
 09:00～16:00

位置図



＜お願い＞
 被災からの復旧作業大変お疲れ様です。
 スムーズな災害廃棄物の受入れのため以下
 の点にご協力ください。

- できるだけ泥を落としてお持ちください
- ごみは自身でおろしていただきますので、あらかじめ1～3の順に分別し、積んでいただくと、スムーズに回ることが出来ます
- 生ごみは通常の収集日に町内の集積場にお出しください

分別とおろす順番

1. 可燃ごみ（紙くず、紙類、ビニール類、プラスチック類）※生ごみは受入れできません
2. 雑品ごみ（ガラス、ビン、陶磁器類、その他リサイクルできないもの等）
3. 不燃ごみ（鉄くず、ステン、鉄屑類）
4. 家電リサイクル対象品（テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫）
5. スpring入り廃棄物（マットレス、布団）
6. 廃タイヤ、自転車、有害ごみ
7. 危険物・危険くず（缶物）
8. 骨・骨髄・じゅうたん、布くず、泥水、大型木製品等



【お問い合わせ先】 小松市環境推進課 TEL 24-8049

3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 市民等への周知

8/6 12:30 災害廃棄物の仮置場の設置について

分別とおろす順番



- ① 可燃ごみ (木くず、紙類、ビニール類、プラスチック類) ※生ごみは受入れできません
- ② 埋立ごみ (ガラス、ビン、陶磁器類、その他リサイクルできないもの)
- ③ 不燃ごみ (破砕ゴミ、PC、除湿器)
- ④ 家電リサイクル対象品 (テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)
- ⑤ スプリング入り廃棄物 (マットレス、ソファ)
- ⑥ 廃タイヤ・自転車・有害ごみ
- ⑦ 金属類・金属くず (金物)
- ⑧ 畳・布団・じゅうたん・木くず・流木・大型木製品等



分別の区分は災害廃棄物等処理計画に基づく

3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 仮置場の設営（8/6AM～）



3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 仮置場の設営（8/6AM～）



3. 災害廃棄物の受入れ準備

▶ 仮置場周辺住民への周知

8/5 地元町内会長へ電話で周知

→ 町内会長より防災無線でお知らせいただく

8/19 周辺住民に文書を持って直接説明

幸いにも苦情はなく、ご理解いただく

4. 仮置場の運営

▶ 受付

○宣誓書の記入

災害ごみであること
分別ルールに従うこと
写真撮影の同意
氏名・住所・連絡先
車両ナンバー

○廃棄物の確認

○車（ナンバー、廃棄物）の 写真撮影

○ルートの説明

※8/7(日)～8/11(祝)の5日間には
令和元年災害で長野県へ派遣された
経験がある県職員が受付方法を実践

災害ごみ持ち込みの宣誓書

次の1から3について、それぞれ「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

1. 令和4年8月4日大雨災害により、小松市内で発生した災害ごみのみを、場内に持ち込みます。	はい・いいえ
2. 持込する災害ごみは、小松市が指定する災害ごみ分別ルールに従い持込みます。	はい・いいえ
3. 受付時に場内スタッフが、車両番号(ナンバー)および持込む災害ごみ等を撮影することについて同意します。	はい・いいえ

以上の事項について間違いないことを宣誓します。

令和4年 月 日
(お名前)小松市経済環境部環境施設課長

○宣誓する者

氏 名	
住 所	
連絡先	
車両番号	石川

＜個人情報取り扱いについて＞
収集した個人情報についてはごみの適正な処理目的、その業務等による法令事務の円滑な実施等に限り、関係機関等に提供することとさせていただきます。



4. 仮置場の運営

▶ 荷降ろし

荷降ろしは原則持ち込まれ方にと周知

→ 実際はほとんどが産資協会員や
ボランティア等が実施



4. 仮置場の運営

▶ 中間処理

分別・運搬ができる程度に粗破碎



4. 仮置場の運営

▶ 積込・搬出

種別ごとにトラックに積込み
処理先へ搬出



4. 仮置場の運営

▶ 初日8/7

- 30分前倒して8:30に開場
- 最大約600m渋滞
(最長待ち時間1時間30分)
- 搬入車両：731台

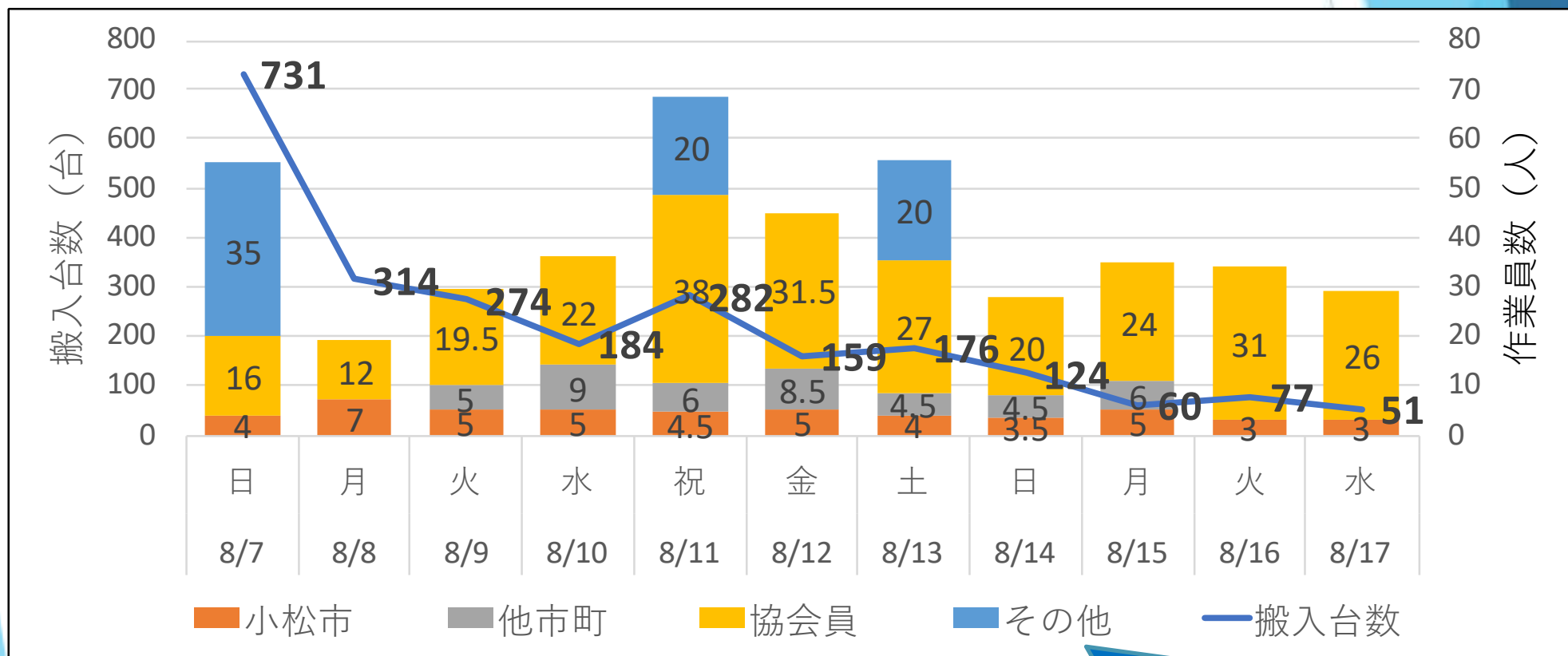


4. 仮置場の運営

▶ 他市町への応援要請（8/8）

○8/7の現場状況から県を通じて荷降ろし作業員を他市町へ応援要請

○8/9～8/16に15市町・事務組合から延べ53名の派遣決定



消防団ボランティア

○搬入台数が落ち着きを見せてきたため、他市町からの応援は8/15で終了

4. 仮置場の運営

▶ 受入期間の延長（8/17）

○「搬入車両が一定量あること」

「被災町会から延長を望む声があること」

から受入期間を**8/31→9/11延長**

○合わせて、「産業廃棄物は持込できないこと」

「市ごみ処理場への持込はできないこと」

「9/1以降は第2駐車場のみとなること」

を周知

○周知方法：市HP、LINE、防災無線、結ネット

災害廃棄物の持ち込みについてのご案内

場 所 こまつドーム駐車場
受入期間 8/7（日）～9/11（日）
※9/11（日）まで延長
受入時間 9：00～16：00
よろしくお預けします

＜お願い＞
被災からの復旧作業大変お疲れ様です。
スムーズな災害廃棄物の受入れのため
以下の点にご協力ください。

- できるだけ泥を落としてお持ちください
- ごみはご自身でおろしていただきますので、あらかじめ①～⑧の順に分別し、積んでいただくと、スムーズに回ることが出来ます
- 生ごみは通常の収集日に町内のごみ集積場にお出しく下さい

位置図



※産業廃棄物は持込できません
※エコロジープークこまつでは
災害ごみは持込できません。

分別とおろす順番

- ① 可燃ごみ（木くず、紙類、ビニール類、プラスチック類） ※生ごみは受入れできません
- ② 燃立ごみ（ガラス、ビン、陶磁器類、その他リサイクルできないもの）
- ③ 不燃ごみ（鉄屑、P.C.、紙屑類）
- ④ 家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）
- ⑤ スプリング入り廃棄物（マットレス、ソファ）
- ⑥ 廃タイヤ・自転車・家電ごみ
- ⑦ 金属類・金属くず（缶物）
- ⑧ 畳、布団、じゅうたん、木くず、泥水、大型木製品等



4. 仮置場の運営

▶ 災害における一般廃棄物と産業廃棄物の区分

○市が処理できるもの 一般廃棄物に限定

○事業者が排出できる災害廃棄物（一般廃棄物と取り扱うもの）

・ 排出者が**中小企業**

・ **性状が一般家庭から排出されるものと同様**

・ 生活保全上特に一般家庭からの廃棄物と**一体処理**

すべて満たす場合

※産業廃棄物となるもの

・ 事業活動により排出されるもの、製造業の工作機械、農業機械など

○建物解体等に伴う災害廃棄物（一般廃棄物と取り扱うもの）

・ **罹災証明**や被災証明（市の認定調査必要）で「**全壊**」と判定

された建物であって、生活保全上解体撤去が必要なもの

・ 建物所有者またはボランティアが**自ら解体する建物**

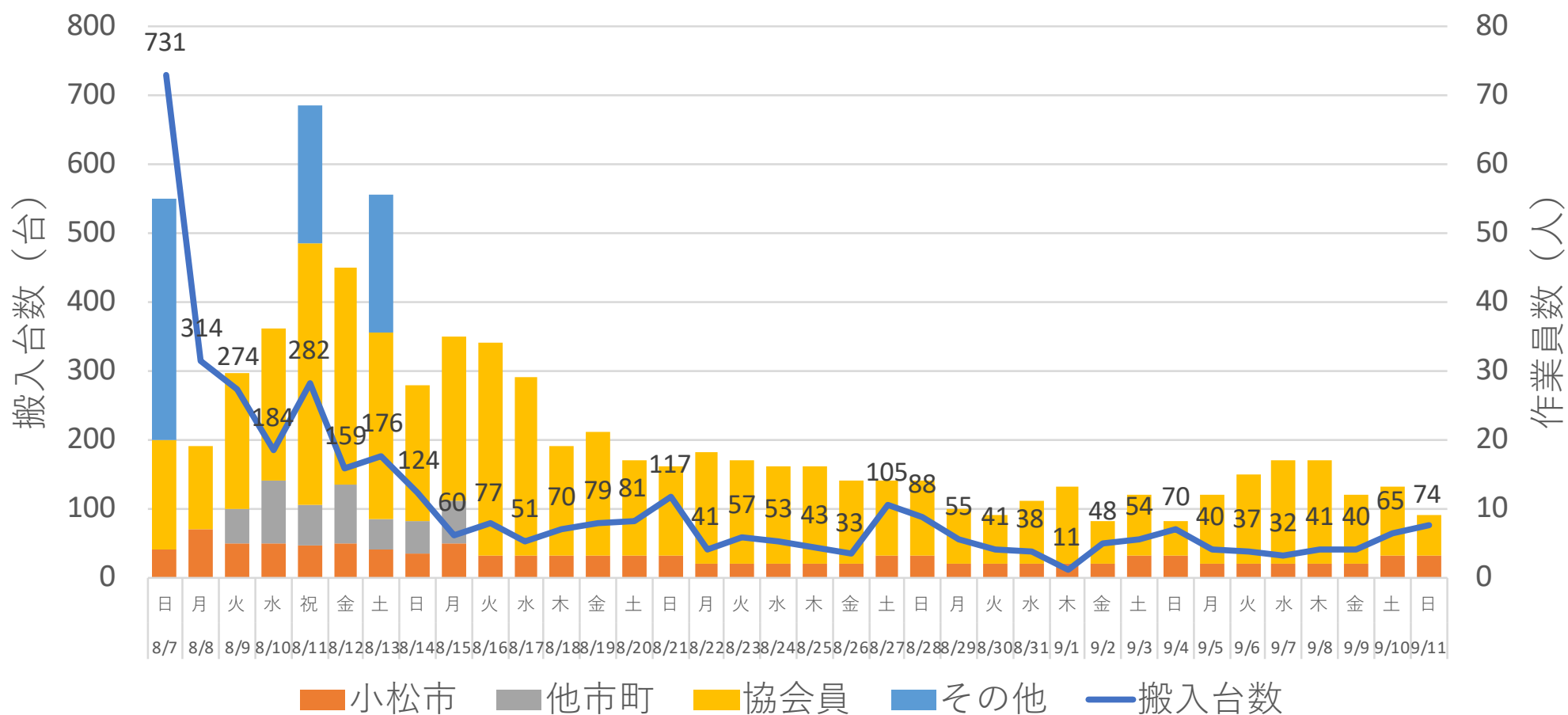
いずれか

4. 仮置場の運営

▶ こまつドームの仮置場受入実績（8/7～9/11）

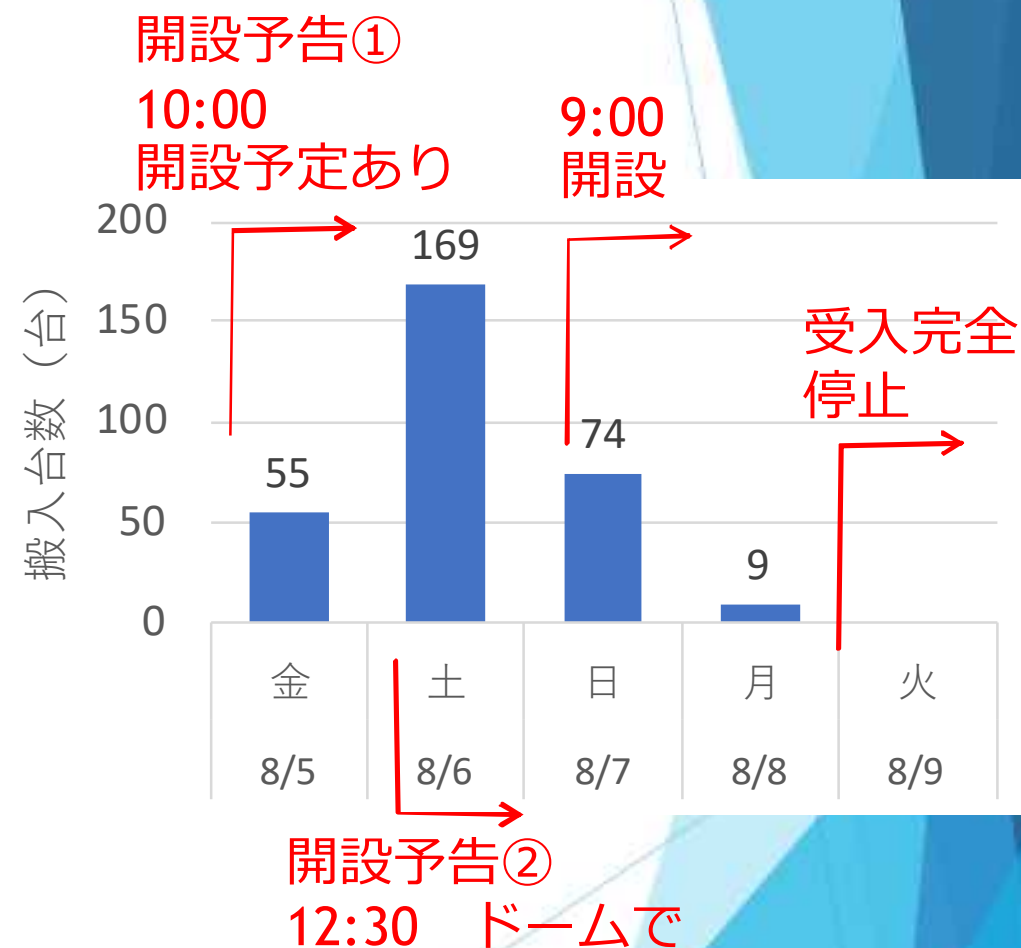
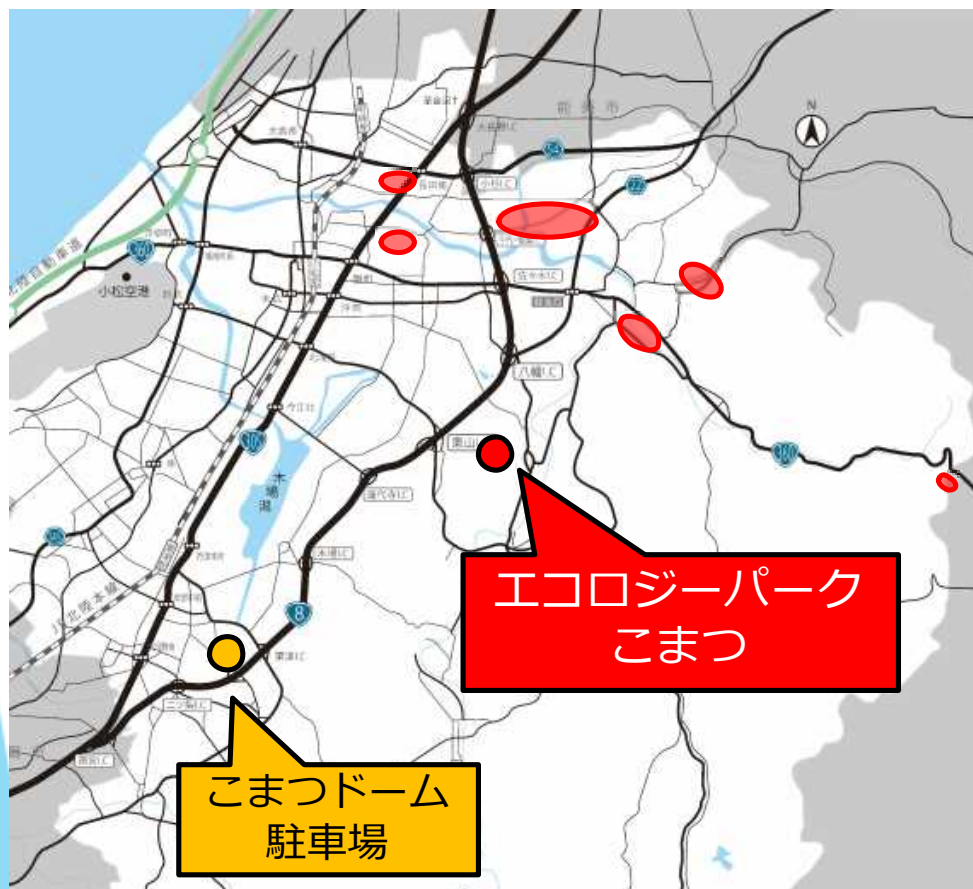
○搬入台数計**3,845台** 日あたり最多台数731台（8/7）

日あたり最少台数11台（9/1） 平均107台



5. 仮置場開設前の受入

▶ エコロジープークこまつ（ごみ処理場）への持込（8/5～8/8）



エコロジープークこまつへ持ち込まれた災害ごみ
→ 別途石川県産業資源循環協会へ処理依頼

6. 災害廃棄物受入場所

▶ 被災地周辺での災害廃棄物受入場所（1次仮置場）の設置

○こまつドームへの搬入が困難な状況にあり、生活環境保全上の問題が生じる恐れがある地域は、緊急措置として被災箇所の近隣に一時的に災害廃棄物受入場所を**8箇所設置**



6. 災害廃棄物受入場所

▶ 被災地周辺での災害廃棄物受入場所（1次仮置場）の設置

場 所	面 積	開設期間	舗装
①白江町（白山神社駐車場）	416m ²	8/8～8/9	有
②-1古府町（町内会長宅前）	575m ²	8/9～8/12	無
②-2古府町（公民館グラウンド）	2,700m²	8/9～8/18	無
③河田町（国府地区体育館）	675m ²	8/9～8/12	有
④鵜川町（若宮八幡神社前）	25m²	8/8	有
⑤中海町（公民館前）	80m ²	8/6 ～8/18	有
⑥中ノ峠町（大山神社）	147m ²	8/10～ 10/3	有
⑦遊泉寺町（小山神社）	225m ²	8/10～8/16	無
合 計	4,843m ²		

6. 災害廃棄物受入場所

▶ 被災地周辺での災害廃棄物受入場所（1次仮置場）の設置

○設置・管理者 町内会

○収集・処分 小松市

○分別看板の貸与（市→町内会）

○覚書の締結（町内会で管理する事項など）

- ・対象とする廃棄物
- ・場所の選定、周辺住民との調整
- ・町民のみが利用
- ・対象廃棄物と期間の遵守
- ・対象外・分別されていない廃棄物
→ 取り残し → 町内会が処分

※実際には被災地各地で自主的に受入場所が設置されてしまったケースも多く、後追いで覚書を締結

覚書

（あて先）小松市長

令和4年8月4日からの大雨により、中ノ峠町地内で発生した災害廃棄物について、下記のとおり町内会として責任をもって対応しますので、収集くださるようお願いいたします。

記

- 1 廃棄物置き場 大山神社駐車場
- 2 対象ごみ
 - ①可燃ごみ（木くず、紙ごみ、ビニル類、プラスチック類）
 - ②可燃ごみ【大型】（畳、布団、じゅうたん、木製家具類）
 - ③埋立ごみ（ガラス、ビン、陶磁器、鏡、その他リサイクルや焼却できないもの※泥まみれ等）
 - ④有害ごみ（バッテリー、消化器）
 - ⑤不燃ごみ（破砕ごみ、小型家電、パソコン、除湿器）
 - ⑥家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）
 - ⑦スプリング入り廃棄物（マットレス、ソファ類）
 - ⑧金物（金属くず類、金属製家具、その他金属製品）
 - ⑨その他の廃棄物（廃タイヤ、自転車）
- 3 廃棄期間 令和4年8月6日（土）から令和4年10月3日（月）まで
※廃棄の搬出時間は期間中の8時00分から16時00分とする。
- 4 中ノ峠町町内会で管理する事項
 - （1）当該廃棄物置き場に関する、場所の選定、周辺住民等との調整、対応などを行う。
 - （2）当該廃棄物置き場は、中ノ峠町の町民のみが利用するよう、必要な管理を行う。
 - （3）廃棄物については、対象ごみと廃棄期間が遵守されるよう、必要な管理を行う。
 - （4）「対象外の廃棄物」及び「分別されていない廃棄物」については、取り残しとなった場合は、町内会で処分を行う。

以上

令和4年8月6日

中ノ峠町町内会 会長 _____

6. 災害廃棄物受入場所

▶ 被災地周辺での災害廃棄物受入場所（1次仮置場）の設置



①白江町（白山神社駐車場）



②-1古府町（町内会長宅前）



②-2古府町（公民館グランド）



③河田町（国府地区体育館）

6. 災害廃棄物受入場所

▶ 被災地周辺での災害廃棄物受入場所（1次仮置場）の設置



④ 鵜川町（若宮八幡神社前）



⑤ 中海町（公民館前）



⑥ 中ノ峠町（大山神社）



⑦ 遊泉寺町（小山神社）

6. 災害廃棄物受入場所

▶ 災害廃棄物受入場所から仮置場への運搬

○令和元年12月に**一般廃棄物収集運搬許可業者15社**と小松市との間で**「災害時における廃棄物の処理に関する協力協定」**を締結

【協定内容】

- ・ 協力要請：災害時の家庭ごみの収集、運搬の協力を要請できる
- ・ 処理方法：応急分別方法による収集、可能な限り再使用、再生利用を図る
- ・ 費用負担：市負担



災害時における廃棄物の処理に関する協力協定書	
小松市（以下「甲」という。）と	（以下「乙」という。）とは、小松市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合において、生活環境の保全と市民生活の安定を図り、相互に協力して災害応急活動を実施するため、次のとおり協力協定を締結する。
（目的）	
第1条 本協定は、小松市地域防災計画及び小松市災害廃棄物等処理計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。	
（定義）	
第2条 この協定において「家庭系ごみ」とは、災害が発生した市市民が認められる期間内に家庭から排出されるごみをいう。	
第3条 この協定において「家庭系ごみの収集等」とは、家庭系ごみの収集、運搬及びこれに伴うその他の必要な事項をいう。	
（協力要請）	
第4条 甲は、災害が発生した場合は、小松市域における家庭系ごみの収集等に関し、乙に対して協力を要請することができるものとする。	
（役割分担）	
第5条 甲は、災害時における家庭系ごみの収集等に関する協力要請事項の概要について、あらかじめその項目を定め、乙に提示する。	
第6条 乙は、甲からの要請に基づき、家庭系ごみの収集等の作業に従事する。	
（収集方法）	
第7条 甲は、災害時における家庭系ごみの収集等を行う場合は、次の事項について留意しなければならない。	
（1） 周囲の生活環境に配慮すること。	
（2） 可能な限り、廃棄物を再利用、再資源化できるよう分別の徹底を図ること。	
（3） 甲が提示する応急対策としての応急分別方法により収集を行うこと。	
（報告）	
第8条 乙は、家庭系ごみの収集等が完了したときは、速やかに活動の結果を、甲に報告するものとする。	
（費用の負担）	
第9条 家庭系ごみの収集等に要した費用は、甲の負担とする。	
第10条 協定に規定する負担の額は、当該家庭系ごみの収集等の内容に応じ、甲の標準基準に従い算出した額を基準に、甲と乙が協議して定める。	
（事故等の処理）	
第11条 家庭系ごみの収集等に使用する車両、資機材等の通常の故障及び事故に関して生じた費用は、乙の負担とする。	
第12条 乙は、家庭系ごみの収集等に関して事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。	
（損害賠償）	
第13条 乙が家庭系ごみの収集等の実施に関して第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙が賠償しなければならない。	
（災害補償）	
第14条 家庭系ごみの収集等の従事者がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による。	
（収集、受入体制の整備）	
第15条 甲は、町内会又は避難場所ごとに臨時集積場を設けたときは、その情報を速やかに乙に通知するものとする。	
第16条 甲は、甲が設置する廃棄物処理施設において、乙が収集した廃棄物を受け入れるために必要な体制を整え、乙に通知しなければならない。	
（連絡責任者）	
第17条 甲及び乙は、この協定に定める事項の実施に係る連絡責任者をそれぞれ置き、緊急連絡網を整備するものとする。	
第18条 連絡責任者及び緊急連絡網は、毎年文書により相互に通知することとする。	
（災害対策本部への参加）	
第19条 甲は、乙に対して、乙に所属する者の小松市災害対策本部における役割や業務の範囲への参加を要請することができるものとする。	
（協力体制の確立等）	
第20条 甲及び乙は、この協定を実施性の高いものとするため、相互の防災計画の内容等について定期的に情報の交換を行うものとする。	
第21条 甲は、乙に対して、毎年1回、この協定に基づく事項の実施のために必要な人員、車両、資機材等の一覧表の提出を求めるものとする。	
（協議）	
第22条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。	
この協定を促すため、本書を適宜作成し、甲乙双方署名のうえ、各書1通を保有する。	
令和元年12月26日	甲 石川郡小松市小松市役所
	小松市長
	乙 石川郡小松市
	代表取締役

6. 災害廃棄物受入場所

▶ 災害廃棄物受入場所から仮置場への運搬

- 一般廃棄物収集運搬許可業者への委託の問題点
 - ・通常の廃棄物収集運搬を行ったうえでの災害廃棄物運搬
 - ・各社とも車両や人員に余裕がない



- 別途運搬できる者の確保が必要



- 小松能美建設業協会、県内市へ協力を要請

6. 災害廃棄物受入場所

▶ 災害廃棄物受入場所から仮置場への運搬

○小松能美建設業協会（8/7）

- ・平成18年11月に小松能美建設業協会と小松市とで
「災害時等における応急対策工事に関する基本協定」を締結
- ・協力要請（口頭）
- ・応急復旧や泥上げなど人手が少ない中で8/7のみ了承
- ・後日遡って、協会ではなく各社と個別契約



災害時等における応急対策工事に関する基本協定

小松市（以下「甲」という。）と社団法人小松能美建設業協会（以下「乙」という。）とは、甲が所管する道路、河川、砂防、南西商港等（以下「公共土木施設」という。）が自然災害等により被災し、又は被災するおそれがある場合の被災公共土木施設の応急復旧工事（以下「応急対策工事」という。）及び公共土木施設の被災防止工事の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策工事の実施に関する基本事項を定めることにより、災害等に対する公共土木施設の迅速かつ適切な復旧の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、豪雨、暴風、地震その他の異常な自然現象又は異常な河川を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急対策工事の実施を必要と認めたものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、広域的若しくは大規模な災害等が発生した場合又はより甚大な被害の無い応急対策工事を実施する必要がある場合は、乙に対し、当該工事の実施について協力を要請するものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（締結協定）

第4条 甲と乙は、応急対策工事を円滑に実施するため当該工事の実施の期日に関する協定を別に定める。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。
2. 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の改正）

第6条 この協定について変更が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

平成18年11月17日

甲 小松市
小松市長

乙 石川県小松市上小松町四丁目3番地1
社団法人 小松能美建設業協会
会長

6. 災害廃棄物受入場所

▶ 災害廃棄物受入場所から仮置場への運搬

○県内他市（8/9～8/18）

- ・ 石川県市長会を通じて、県内他市へトラックorパッカー車と作業員の派遣を要請



- ・ 6市よりトラック・パッカー車延べ33台、運転手・作業員58名を派遣いただく
- ・ 廃棄物の種類や現場条件により、平ボディトラックとパッカー車を使い分け



6. 災害廃棄物受入場所

▶ 災害廃棄物受入場所の事後処理（11/4～1/27）

- 古府町公民館グラウンドでの災害廃棄物撤去後、細かなごみ（ガラス片・陶器片など）の散乱が判明
- 町内会から撤去の依頼（大きなごみは町内会で除去）



- 整地工事を発注して対応



7. 9/12以降の受入対応

▶ エコロジーパークこまつでの受入（9/12～10/2）

- 被災地町内会から引き続き受入要請
- こまつドームは大規模イベントが予定されており継続使用困難



○エコロジーパークこまつ内に仮置場設置

- ・ **受入日を限定**（災害ボランティアセンターの営業日と整合）

日	月	火	水	木	金	土
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17
9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24
9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1
10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8

- ・ 搬入申請書に災害ごみであることの**確認印必要**
（町内会長・ボランティアセンター・市担当課）
← 便乗ごみの排除

災害廃棄物仮置き場 搬入申請書

令和4年 月 日

（あて先） 小松市環境衛生課長

令和4年8月4日大雨により自宅から発生した災害廃棄物を処分するため、小松市災害廃棄物仮置き場への搬入を申請いたします。併せて、処分しようとする廃棄物が災害廃棄物であることを確認を受けたい旨、申請いたします。

申請者（持ち込まれる方）

氏 名	
住 所	
連絡先	
車両番号	石川

管理番号 中衛 - 001

確認者

氏 名	町内会長
-----	------

※確認者欄に記載、押印が無い場合は受け入れすることはできません。
※搬入の際は車両の裏内閣を必ずご確認ください。

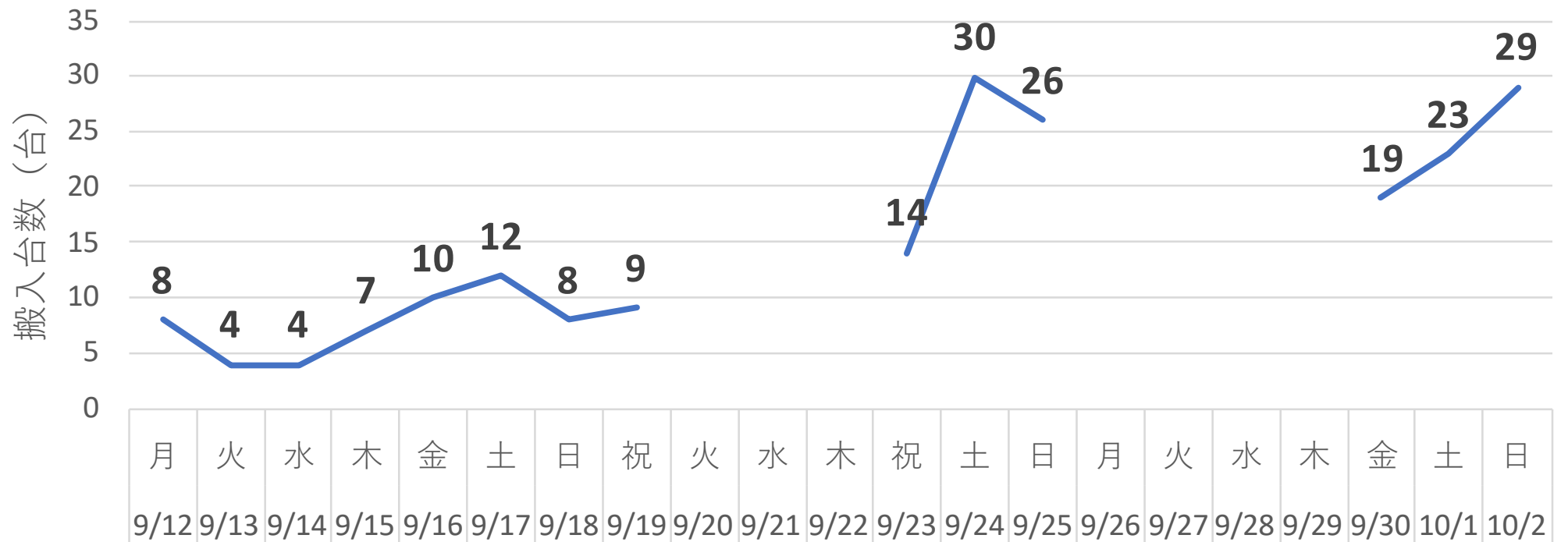
搬入できる日：9/12（月）～9/19（日・祝）、9/23（金・祝）～9/25（日）、9/30（金）～10/2（日）
開 放 時 間：午前9時～午後6時

以下、市使用欄

上記の申請書の仮置き場への災害廃棄物の搬入を認めます。

令和4年 月 日

○受入ごみ：これまでと同様（８種類）



7. 9/12以降の受入対応

▶ エコロジパークこまつでの受入（10/3～2/21）

○通常のエコロジパークこまつの営業日・時間内で対応

- ・受入日：月曜日～土曜日（祝日含む）

※ボランティアセンターの状況に応じて日曜日もあり

- ・受入時間：8:30～16:30

- ・搬入申請書：必要（確認印も必要）

- ・受付：エコロジパークこまつ運営事業者（通常の業務の範囲）

※混雑時（休日・年末）はシルバー人材センターから1名派遣

- ・誘導：エコロジパークこまつ運営事業者（通常の業務の範囲）

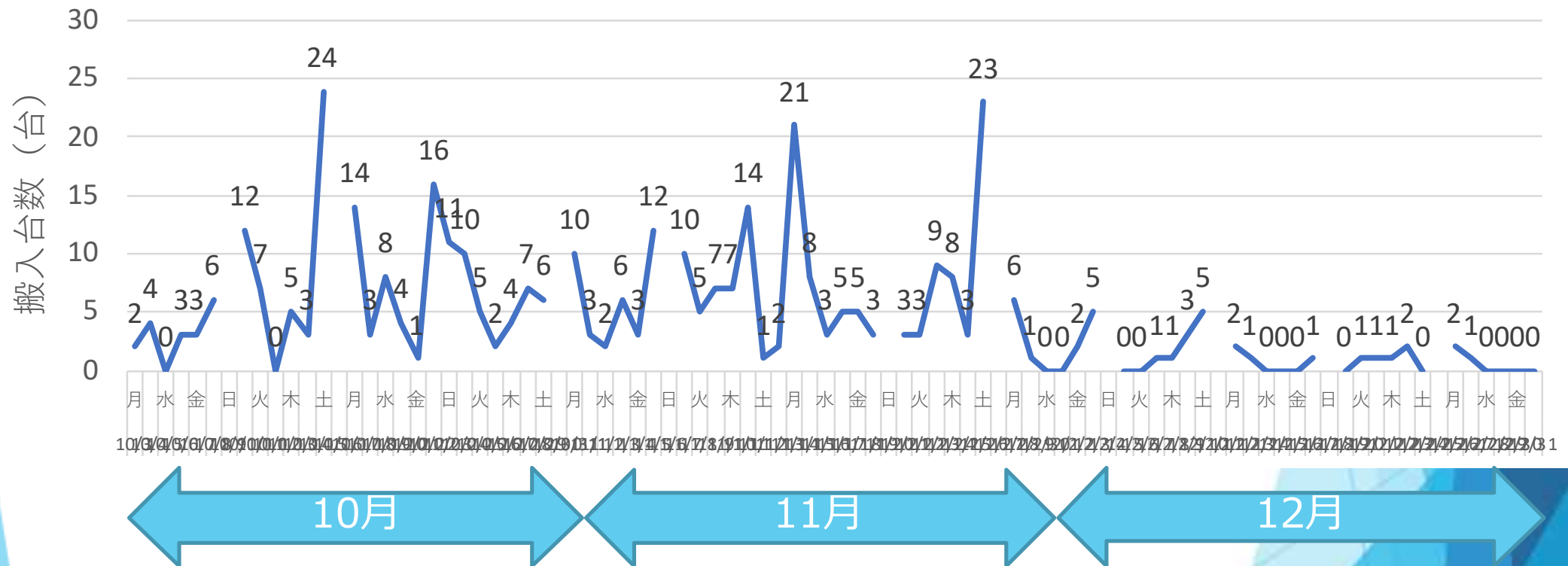
- ・荷降ろし：持ち込まれた方

- ・搬出处分：石川県産業資源循環協会

- ・受入ごみ：これまでと同様（8種類）

7. 9/12以降の受入対応

▶ エコロジーパークこまつでの受入（10/3～2/21）



その他1月以降は1台のみ

8. 災害廃棄物の処分

▶ 石川県産業資源循環協会へ処分依頼

○石川県産業資源循環協会員各々処分 → 可能な限り再資源化

廃棄物の種類	運搬	中間処理	最終処分・再資源化
可燃ごみ (木くず・紙ごみ・プラスチック類)		焼却 (エコロジーパークこまつ)	埋立 (エコロジーパークこまつ)
埋立ごみ (ガラス・陶磁器・鏡・泥の付着が多い可燃ごみ)		—	埋立 (エコロジーパークこまつ)
不燃ごみ (小型家電等)		破碎・選別 (白山市・富山県射水市)	再資源化 (富山県黒部市) 可燃物 (エコロジーパークこまつ)

8. 災害廃棄物の処分

▶ 石川県産業資源循環協会へ処分依頼

○石川県産業資源循環協会会員各々処分 → 可能な限り再資源化

廃棄物の種類	運搬	中間処理	最終処分・再資源化
家電リサイクル対象品 (エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫)		解体 白山市（指定再商品化工場） ／家電リサイクル券対応	再資源化
家電リサイクル対象品 (うち破損等による不適合品)		破碎・選別 (富山県射水市)	再資源化 (富山県射水市) 可燃物・埋立 (エコロジーパークこまつ)

8. 災害廃棄物の処分

▶ 石川県産業資源循環協会へ処分依頼

○石川県産業資源循環協会員各々処分 → 可能な限り再資源化

廃棄物の種類	運搬	中間処理	最終処分・再資源化
不燃ごみ (業務用機器)		破碎・選別 (富山県射水市)	再資源化 (富山県射水市) 可燃物 (エコロジーパークこまつ)
スプリング入り廃棄物 (ソファ、マットレス等)		破碎・選別 (白山市)	再資源化 (白山市)
廃液 (廃油含む)		焼却 (金沢市)	埋立 (金沢市)
スプレー缶		選別・焼却 (金沢市)	埋立 (金沢市)

8. 災害廃棄物の処分

▶ 石川県産業資源循環協会へ処分依頼

○石川県産業資源循環協会会員各々処分 → 可能な限り再資源化

廃棄物の種類	運搬	中間処理	最終処分・再資源化
消火器		選別 (金沢市)	再資源化 (金沢市)
水銀含有物 (蛍光管、電池類)		選別・破碎・再生・ 脱水銀 (金沢市)	蛍光管／再資源化 (金沢市) 電池類／再資源化 (北海道北見市)
廃タイヤ		アルミなし／破碎 チップ化 (金沢市)	アルミなし／売却 (金沢市) アルミあり／売却 (金沢市)

8. 災害廃棄物の処分

▶ 石川県産業資源循環協会へ処分依頼

○石川県産業資源循環協会会員各々処分 → 可能な限り再資源化

廃棄物の種類	運搬	中間処理	最終処分・再資源化
金物類・金属くず (自転車、金庫、電気 カーペット、除湿器)		除湿器／フロン抜 圧縮 (金沢市)	売却 (金沢市)
大型家具・木くず		破砕 (小松市) 破砕 (金沢市)	チップ化 (富山県高岡市) チップ化 (金沢市)
畳		焼却 (金沢市)	埋立 (金沢市)

8. 災害廃棄物の処分

▶ 石川県産業資源循環協会へ処分依頼

○石川県産業資源循環協会員各々処分 → 可能な限り再資源化

廃棄物の種類	運搬	中間処理	最終処分・ 再資源化
ふとん、絨毯、カー ペット		焼却 (金沢市)	埋立 (金沢市)

8. 災害廃棄物の処分

▶ 他市への搬出に伴う事前協議・通知

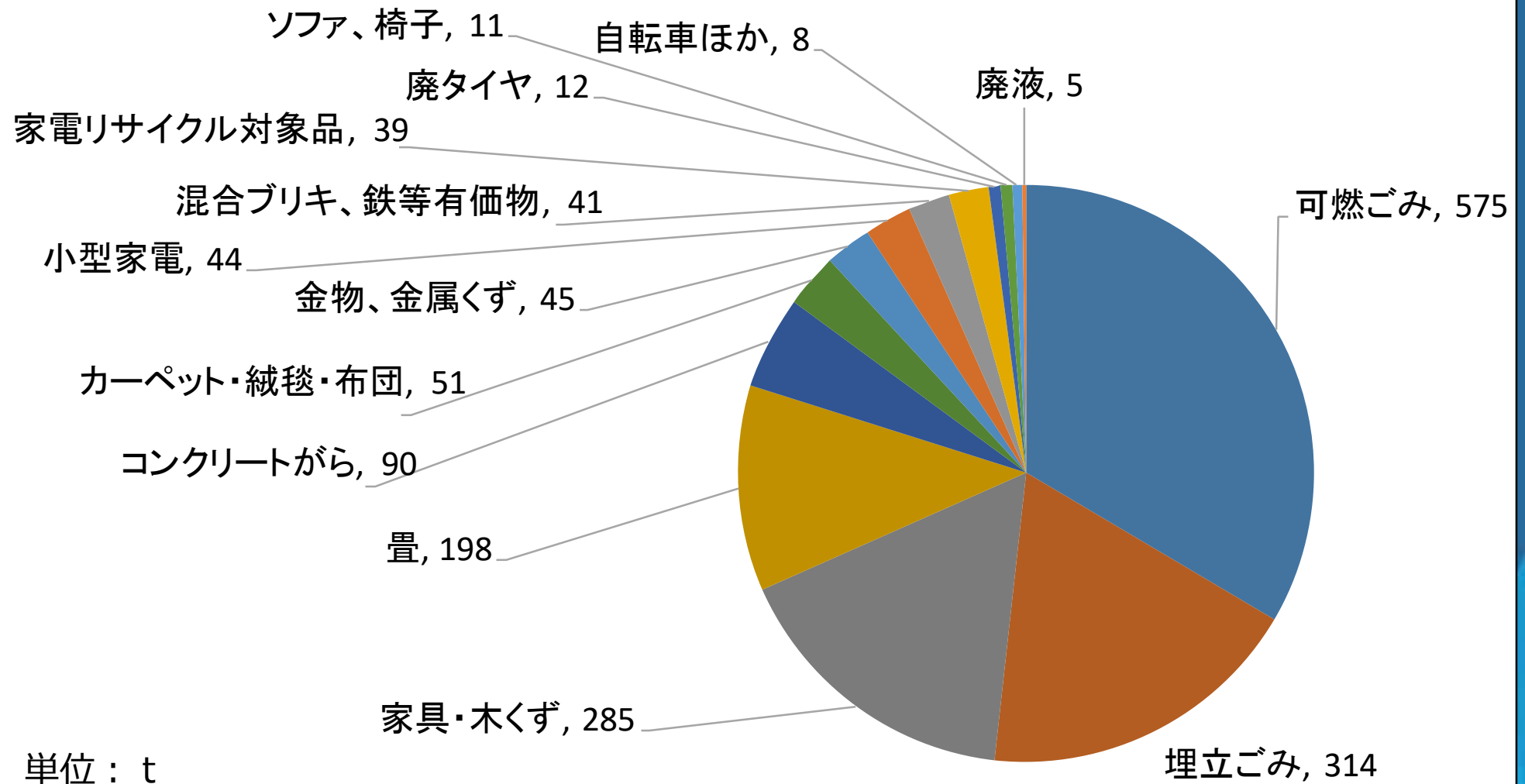
○廃掃法施行令第4条第1項第9号の規定に基づく通知

- ・ 事前協議 → 回答 → 通知
- ・ 金沢市、白山市、富山県射水市

8. 災害廃棄物の処分

▶ 災害廃棄物種類別の重量

○総重量**1,717 t**



8. 災害廃棄物の処分

▶ 災害廃棄物処理先別の重量

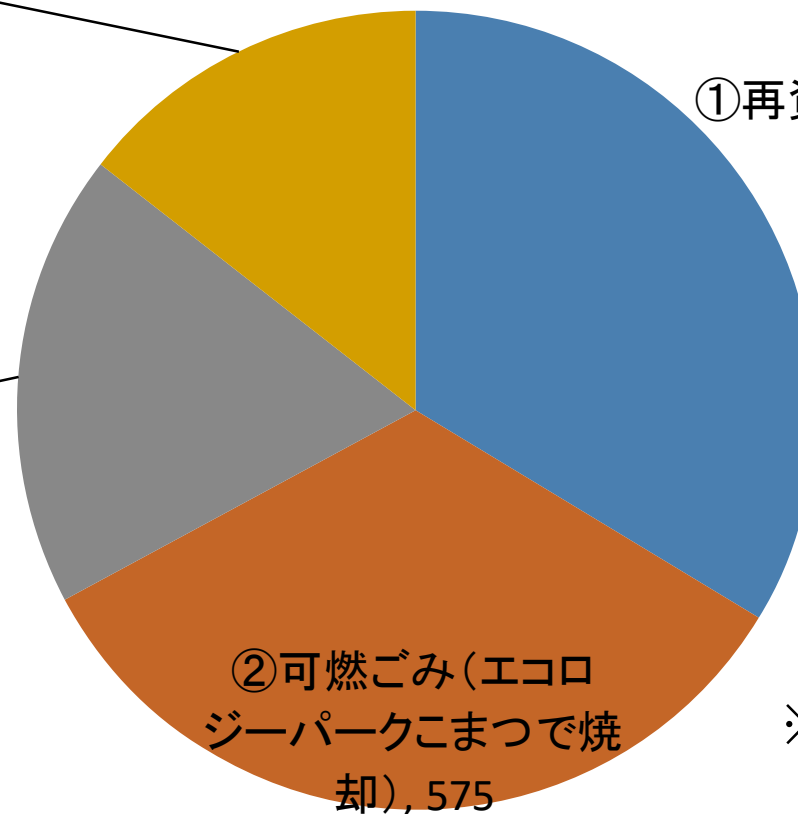
○総重量**1,717 t**

④焼却処理後、埋立(石川県産業資源循環協会へ委託), 249

③埋立ごみ(最終処分場で埋立), 314

※R4小松市埋立ごみの**約24%**に相当

単位 : t



①再資源化(石川県産業資源循環協会へ委託), 579

②可燃ごみ(エコロジープークこまつで焼却), 575

※R4小松市可燃ごみの**約2%**に相当

8. 災害廃棄物の処分

▶ その他重量によらない災害廃棄物（**個数管理**のもの）

再資源化（石川県産業資源循環協会へ処理委託）				家電リサイクル法対象品目	
スプレー缶	1,265本	水銀含有物 (蛍光管等)	1,089本	エアコン	35台
マットレス	112枚			テレビ	431台
フロン回収	44台	アルミホイール 付タイヤ	171本	洗濯機	245台
消火器	297本			冷蔵庫	472台
大型消火器	1本				

2,979個

1,183台

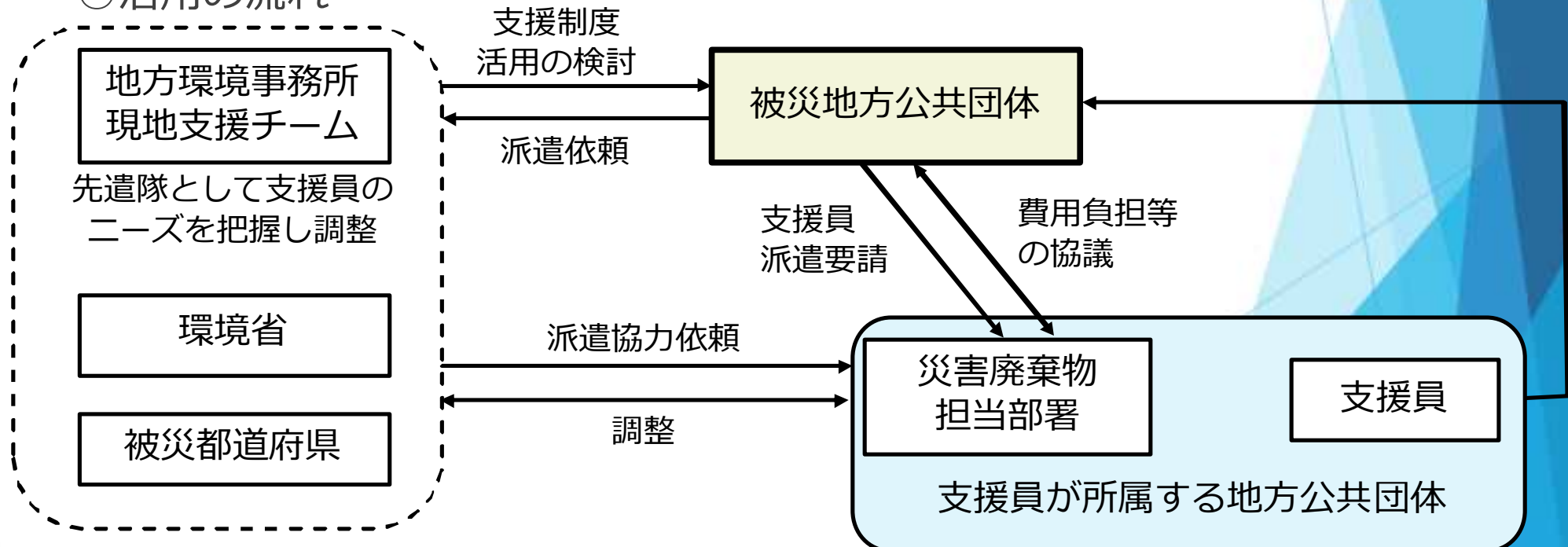
9. 人材バンクの活用

▶ 環境省 災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）

○人材バンクとは？

- ・ 災害廃棄物処理を経験した地方公共自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録
- ・ 平時には自らがスキルアップを図りながら、発災時には被災地を支援

○活用の流れ



9. 人材バンクの活用

▶ 災害報告書作成のための支援員の派遣要請

- 災害等廃棄物処理事業費補助金に係る災害査定のための災害報告書作成が必要
- （当然ながら）災害報告書を作成した経験者がいない
そもそも災害報告書がどういうものかわからない
何を、どのように作ればよいかわからない
査定で査定率が高くなるようにしたい



環境省（中部地方環境事務所）へ支援員の派遣を要請



長野県佐久市から職員 1 名（令和元年台風19号による災害で災害報告書を作成した経験者）を派遣いただく

9. 人材バンクの活用

▶ 実際のところは・・・

- 8/5（発災翌日）の時点で、佐久市からお見舞いと職員を派遣できる用意がある旨の連絡あり
 - まだ、全体が見えておらず、当面の職員の派遣はお断りした
- 8/5の環境省・石川県との協議の中で、人材バンク活用を環境省から推奨される
- 8/8～8/12 環境省へ人材バンク活用を打診
 - 環境省が佐久市職員と調整し、派遣の承諾を取り付ける
- 8/12 小松市→佐久市 口頭で派遣要請（課長→職員本人）
- 8/16 小松市→佐久市 口頭で派遣要請（課長→課長）
- 8/17 佐久市職員 人材バンクに登録
 - 小松市→佐久市 派遣要請（文書）
- 8/22 プレスリリース（環境省、石川県、長野県、小松市、佐久市）

9. 人材バンクの活用

▶ 佐久市からの職員派遣

①8/24～8/26

(事前に災害報告書を送付いただいた上で)

- ・ 現場（仮置場）の確認
- ・ 災害報告書の基本的な書類の流れ
- ・ 災害報告書として作成すべき書類
- ・ 災害廃棄物総量の推計の方法 など

②10/13～10/15

(改めて派遣要請 10/4付け文書)

- ・ 作成した災害報告書の確認と修正



10. 災害報告書

▶ 災害報告書の構成

- 報告書鏡（小松市→環境大臣）
- 事業費算出内訳（総括表）
- 気象データ
- 仮置場・受入場所位置図
- 仮置場の状況
- 受入場所の状況
- 住民への周知
- 被災の状況
- 処理方法の概要（処理フロー、災害廃棄物発生量の推計など）
- 事業費算出内訳の明細

10. 災害報告書

▶ 報告書鏡

- ①災害等の概況
- ②全般的被害状況（人的・住家の被害）
- ③事業主体名
- ④事業区分
- ⑤事業費見込額
- ⑥事業費算出内訳
- ⑦添付書類
 - (1)気象データ
 - (2)行政区域図等
 - (3)被災箇所
 - (4)処理方法の概要
 - (5)事業費内訳の明細

第 号
令和4年 月 日

環境大臣 殿

小松市長

災害等廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、令和4年8月3日から5日にかけての大雨により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害等の概況

日本海から東北地方へのびる停滞前線が8月3日から4日にかけて北陸地方をゆっくり南下し、日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、石川県では記録的な大雨となった。降り始め（3日12時00分）から5日24時00分までの降水量は、小松で253.0ミリを観測した。4日は、加賀地方を中心に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まったことから、石川県土砂災害警戒情報を発表し、穂川に指定河川洪水予報（穂川洪水予報1～6号）を発表した。また、4日明け方から昼前にかけて小松市で猛烈な雨を観測し、石川県記録的短時間大雨情報（第1号～第6号）を発表した。

小松市では、令和4年8月4日最大24時間雨量が242.0mmを記録した。また、8月4日に市内に設置されている雨量計（中海雨量計）で、時間雨量78mm（8月4日11時）を記録した。

これらの大雨により、北日本や北陸地方を中心に、土砂災害や河川の増水や氾濫、低地の浸水による被害が発生し、小松市内では、穂川の氾濫による浸水被害、土砂・流木の流入、断水、その他大雨の影響による交通障害や農業被害、土砂災害等、甚大な被害が発生した。

事業実施にあたっては、（一社）石川県産業資源循環協会、民間事業者への委託により早急かつ確実に業務を進めることで、片付けごみについては処理が円滑に進み、市民の生活環境保全及び生活再建の支援に努めていく状況にある。

2. 全般的被害状況

市町 村名	人 的 被 害			住 家 の 被 害					漂着 ごみ 被害 m ³	備 考
	死 者	行方 不明	負 傷 者	全 壊	半 壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		
小松市	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	988	

出展：令和4年8月4日の大雨による災害（小松市災害対策本部調査 令和4年10月4日）

3. 事業主体名 小松市

4. 事業区分 ごみ処理

5. 事業費見込額 円

6. 事業費算出内訳（別紙のとおり）

7. 添付資料

- (1) 気象データ
- (2) 行政区域図等
- (3) 被災箇所
- (4) 処理方法の概要（処理フローなど）災害廃棄物発生量の推計資料
- (5) 事業費算出内訳の明細

10. 災害報告書

▶ 事業費算出内訳

- ・とにかく考えられる項目はすべて計上
(着手済み・未着手問わず)
- ・計上していない項目は補助対象とならない
(後日追加は認められない)

添付資料 事業費算出内訳

事業費算出内訳(総括表)					
事業区分	費用区分	員数	単価 円	金額 円	積算内訳
ごみ処理	(直接分) 手数料	1 式			添付資料(5) 事業費算出内訳の明細(直接分) (収集・運搬・管理運搬) 令和4年8月4日業務災害廃棄物処理及び処理場管理運営業務【1】 一般社団法人 石川県産業資源循環協会 (収集・運搬) 令和4年8月4日業務災害廃棄物収集運搬業務【2】 (運送運搬) 令和4年8月4日業務災害廃棄物新築専立運送運搬業務【3】 (収集・運搬) 令和4年8月4日業務災害廃棄物収集運搬業務【4】 (整備) 災害3次被災地環境整備工事【5】 未定
	(委託分) 委託料	1 式			
	合計				

10. 災害報告書

▶ 気象データ

観測所位置図、雨量データ（気象庁）

雨量データ（被災地に最も近い／雨量が最も多い

公的機関が観測しているもの）

天気図・気象衛星赤外線画像（発災前～発災後）



○気象データ

小松 2022年8月4日(1時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (℃)	露点 温度(℃)	気圧 (hPa)	湿度 (%)	平均風速 (m/s)	風向	日照 時間 (h)	降雪 (cm)	積雪 (cm)
1	5.0	29.6	///	///	///	1.3	南南西	///	///	///
2	0.0	29.5	///	///	///	1.5	風	///	///	///
3	5.5	29.2	///	///	///	1.9	南東	///	///	///
4	10.9	29.4	///	///	///	1.0	北東	///	///	///
5	6.5	29.1	///	///	///	2.1	北北西	///	///	///
6	4.0	29.3	///	///	///	1.1	西南西	0.0	///	///
7	0.0	29.9	///	///	///	1.5	西北西	0.0	///	///
8	1.0	27.5	///	///	///	2.9	西	0.0	///	///
9	0.0	27.7	///	///	///	2.2	西北西	0.0	///	///
10	8.0	24.6	///	///	///	2.3	東	0.0	///	///
11	13.5	23.6	///	///	///	4.3	南東	0.0	///	///
12	58.0	22.7	///	///	///	2.7	南南東	0.0	///	///
13	22.0	22.7	///	///	///	1.2	南南東	0.0	///	///
14	46.5	22.4	///	///	///	3.2	南	0.0	///	///
15	11.5	22.5	///	///	///	1.2	東西	0.0	///	///
16	14.0	22.5	///	///	///	1.1	東東	0.0	///	///
17	28.0	22.5	///	///	///	2.3	南南東	0.0	///	///
18	1.5	23.0	///	///	///	1.7	西	0.0	///	///
19	0.0	23.1	///	///	///	2.3	南南東	0.0	///	///
20	0.5	22.8	///	///	///	1.2	東	///	///	///
21	0.0	22.5	///	///	///	1.2	東南東	///	///	///
22	0.0	22.3	///	///	///	0.8	南	///	///	///
23	0.0	22.7	///	///	///	0.7	南東	///	///	///
24	0.0	22.5	///	///	///	0.8	東	///	///	///

○最大24時間雨量(30mm以上の降雨)

2022年8月4日(金)0:00~8月4日(金)24:00

最大雨量 242.0mm/日

○時間雨量(30mm以上の降雨)

2022年8月4日(金)11:00~8月4日(金)12:00

最大雨量 58.0mm/時間

出典：気象庁 今江アメダス観測点における観測データ

8月4日大雨災害の雨量

時間	小松川				新井川				本川				矢野川			
	雨量	水位	雨量	水位	雨量	水位	雨量	水位	雨量	水位	雨量	水位	雨量	水位	雨量	水位
1:00	4	11	7.82	11	12	3	15	0.61	0.28	1	5	0.34	1	5	0.34	0.34
2:00	2	13	7.83	6	18	9	24	0.54	0.30	3	8	0.14	3	8	0.14	0.14
3:00	1	14	7.62	1	19	0	34	0.46	0.30	3	11	0.14	3	11	0.14	0.14
4:00	27	41	7.50	36	55	20	44	0.86	0.48	19	30	0.16	19	30	0.16	0.16
5:00	50	91	8.23	80	141	64	108	1.78	0.98	56	86	0.36	56	86	0.36	0.36
6:00	20	111	9.54	15	154	13	121	2.67	2.15	97	129	0.65	97	129	0.65	0.65
7:00	3	114	8.74	1	137	0	121	1.87	2.06	1	124	0.81	1	124	0.81	0.81
8:00	8	122	8.48	30	147	22	143	1.84	1.77	25	150	0.81	25	150	0.81	0.81
9:00	0	122	8.26	0	147	0	143	1.76	1.52	4	164	1.88	4	164	1.88	1.88
10:00	37	159	8.41	29	216	25	168	1.85	1.41	24	178	1.84	24	178	1.84	1.84
11:00	78	237	10.4	46	254	37	205	2.57	2.34	70	248	2.71	70	248	2.71	2.71
12:00	39	276	9.16	42	308	43	250	3.00	3.41	34	282	3.34	34	282	3.34	3.34
13:00	41	317	7.97	41	347	39	289	3.32	3.88	28	310	2.72	28	310	2.72	2.72
14:00	49	366	8.08	17	364	19	308	3.25	3.88	30	340	2.41	30	340	2.41	2.41
15:00	5	371	8.16	9	373	10	318	3.00	3.60	3	343	2.26	3	343	2.26	2.26
16:00	13	384	8.38	7	385	9	327	2.70	3.50	4	347	2.00	4	347	2.00	2.00
17:00	14	398	8.78	6	388	7	334	2.33	3.03	4	351	1.87	4	351	1.87	1.87
18:00	1	399	8.55	1	387	1	330	1.85	4.75	0	354	1.73	0	354	1.73	1.73
19:00	0	399	8.29	1	388	1	336	1.44	4.41	0	354	1.60	0	354	1.60	1.60
20:00	0	399	8.04	0	388	0	330	1.24	3.94	1	350	1.48	1	350	1.48	1.48
21:00	0	399	7.81	0	388	0	336	1.20	3.55	0	355	1.37	0	355	1.37	1.37
22:00	0	399	7.66	0	388	0	330	1.13	3.20	0	355	1.28	0	355	1.28	1.28
23:00	0	398	7.59	0	388	0	338	1.11	2.90	0	355	1.21	0	355	1.21	1.21
0:00	0	399	7.50	0	388	0	336	1.06	2.63	0	355	1.15	0	355	1.15	1.15

付添資料

10.40

(mm) 1day/1day雨量平均雨量

2.95

(mm) 1day/1day雨量平均雨量

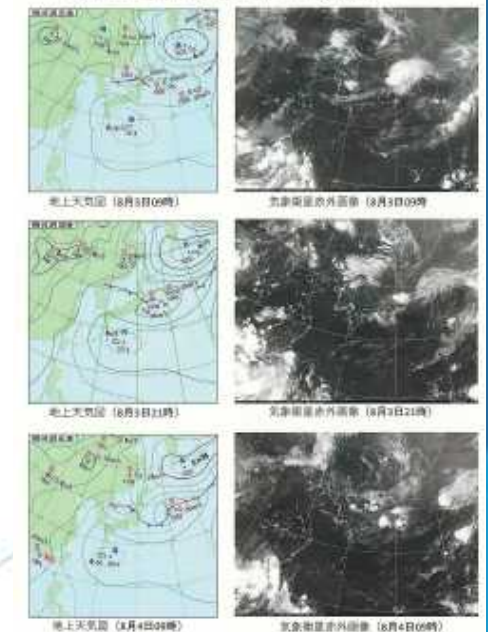
4.70

(mm) 1day/1day雨量平均雨量

出典：石川県川河総合情報システム

地上天気図及び気象衛星赤外線画像

令和4年8月3日09時～4日09時(12時間毎)



出典：気象庁気象台「令和4年8月3日から5日にかけての大雨に関する石川県気象速報」

小松市管内図

仮置場及び災害ゴミ受入場所一覧

白江町 (白山神社駐車場)

小松市役所

三和町 (町内会集合所)

丸根町 (公民館グラウンド)

河津町 (国民体育館)

高田町 (若宮八幡神社)

波佐町 (小山神社)

中瀬町 (公民館前)

中ノ島町 (大山神社)

エコロジーパークにまつ (クリーンセンター) (最終処分場)

仮置場 (こまつドーム) (第2駐車場) (第3駐車場)

○ 仮置場

● 災害ゴミ受入場所

①白江町 (白山神社駐車場)
小松市白江町タ64 (8/9期)

②-1古府町 (町内会長宅前)
小松市古府町タ96・1 (8/12期)

②-2古府町 (公民館グラウンド)
小松市古府町丁5 (8/18期)

③河田町 (国府地区体育館)
小松市河田町タ18 (8/12期)

④鶴岡町 (石宮八幡神社前)
小松市鶴岡町247 (8/9期)

⑤中海町 (公民館前)
小松市中海町九号48 (8/18期)

⑥道原寺町 (小山神社)
小松市道原寺町甲148 (8/18期)

⑦中ノ科町 (大山神社)
小松市中ノ科町イ75 (10/3期)

⑧中ノ科町 (大山神社)
小松市中ノ科町イ75 (10/3期)

⑨道原寺町 (小山神社)
小松市道原寺町甲148 (8/18期)

⑩中ノ科町 (大山神社)
小松市中ノ科町イ75 (10/3期)

仮設場
こまつドーム

仮設場
(こまつドーム)

10. 災害報告書

▶ 仮置場の状況

○概要（住所、面積、期間等）

○廃棄物の種類

○来場台数（日別）

○災害廃棄物仮置場の設置について

こまつドーム第2・第3駐車場は、小松市が所有する舗装された駐車場であり、国道8号の乗降口が近く、市道に面している。舗装された大型駐車場であり、大量の廃棄物を受け入れることができ、大型重機の搬入搬出に適した立地条件であることから選定した。

名称	所在地	面積	災害廃棄物等の種類	状況
こまつドーム 第2駐車場	小松市林町35	約7,596㎡	下記参照	開場 8/7（日）
こまつドーム 第3駐車場	小松市林町35	約6,842㎡		開場 9/11（日）
合計	—	約14,540㎡	—	—

○災害廃棄物等の種類

- ① 可燃ごみ（木くず、紙類、ビニール類、プラスチック類）
- ② 埋立ごみ（ガラス、ビン、陶磁器類、その他リサイクルできないもの）
- ③ 不燃ごみ（磁器・磁、P.C、除湿機）
- ④ 家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）
- ⑤ スプリング入り廃棄物（マットレス、ソファ）
- ⑥ 廃タイヤ・自転車・有害ごみ
- ⑦ 金属類・金属くず（金物）
- ⑧ 畳・布団・じゅうたん・木くず・流木・大型木製品等
- ⑨ その他

○災害廃棄物仮置場来場台数集計表

令和4年8月～

令和4年10月24日現在

令和4年	8月	9月	10月	11月	合計
こまつドーム第2・第3駐車場 来場台数	25日間 3,315 台	11日間 512 台	12日間 189 台	20日間 188 台	36日間 3,827 台
エコロジーパーク 来場台数	12日間 189 台	20日間 188 台			377 台
合計 来場台数					4,204 台
1日	11 台	23 台	未集計	台	
2日	48 台	29 台	〃	台	
3日	54 台	2 台	〃	台	
4日	70 台	4 台	〃	台	
5日	40 台	-	〃	台	
6日	37 台	3 台	〃	台	
7日	716 台	32 台	3 台	〃	台
8日	315 台	41 台	6 台	〃	台
9日	274 台	40 台	-	〃	台
10日	184 台	65 台	12 台	〃	台
11日	281 台	74 台	7 台	〃	台
12日	159 台	8 台	-	〃	台
13日	176 台	4 台	5 台	〃	台
14日	124 台	4 台	3 台	〃	台
15日	60 台	7 台	24 台	〃	台
16日	77 台	12 台	-	〃	台
17日	51 台	12 台	14 台	〃	台
18日	70 台	13 台	3 台	〃	台
19日	80 台	15 台	8 台	〃	台
20日	81 台	-	4 台	〃	台
21日	112 台	-	1 台	〃	台
22日	41 台	-	16 台	〃	台
23日	57 台	21 台	11 台	〃	台
24日	53 台	33 台	10 台	〃	台
25日	43 台	34 台	未集計	〃	台
26日	33 台	-	〃	〃	台
27日	106 台	-	〃	〃	台
28日	88 台	-	〃	〃	台
29日	55 台	-	〃	〃	台
30日	41 台	26 台	〃	〃	台
31日	38 台		〃	〃	台

10. 災害報告書

▶ 仮置場の状況

○配置図

○写真

○災害廃棄物仮置場
面積 14,540 m²
受入場所 こまつドーム 第2駐車場(約7,698m²)、第3駐車場(約6,842m²)
受入期間 2022.8.8 ~ 2022.9.11

【位置図】



【配置図】



災害廃棄物仮置場写真
こまつドーム第2・第3駐車場
整備後(第3駐車場)

令和4年8月8日撮影



災害廃棄物仮置場写真
こまつドーム第2・第3駐車場
新計受入状況

令和4年8月7日撮影



災害廃棄物仮置場写真
こまつドーム第2・第3駐車場
新計受入状況

令和4年8月7日撮影



災害廃棄物仮置場写真
こまつドーム第2・第3駐車場
途中状況

令和4年8月21日撮影



災害廃棄物仮置場写真
こまつドーム第2・第3駐車場
途中状況

令和4年8月21日撮影



災害廃棄物仮置場写真
こまつドーム第2・第3駐車場
受入終了後

令和4年8月22日撮影

10. 災害報告書

▶ 受入場所の状況

○概要（住所、面積、期間等）

○廃棄物の種類

○各箇所位置図・配置図・写真

○災害廃棄物受入場所の設置について

仮置場への搬入が困難な状況にあり、生活環境保全上の問題が生じる恐れのある地域については、緊急的措置として被災施設の近隣に一時的に災害廃棄物受入場所を設置した。

名称	所在地	面積	災害廃棄物等の種類	状況
白江町（白山神社駐車場）	小松市白江町タモ4	約416㎡	下記参照	開場8/8 閉場8/9
古府町（町内会集会所前）	古府町ヌ90-1	約575㎡		開場8/9 閉場8/12
古府町（公民館グラウンド）	小松市古府町丁5-3	約2,700㎡		開場8/9 閉場8/18
河田町（国府地区体育館）	小松市河田町ヌ18-1	約675㎡		開場8/9 閉場8/12
鶴川町（新宮八幡神社前）	小松市鶴川町ヌ247-	約25㎡		開場8/8 閉場8/8
中海町（公民館前）	小松市中海町九号4-8	約80㎡		開場8/8 閉場8/18
中ノ峠町（大山神社）	小松市中ノ峠町イ77-	約147㎡		開場8/10 閉場10/3
遊泉寺町（小山神社）	小松市遊泉寺町ホ14-8	約225㎡	—	開場8/10 閉場8/16
合計	—	約4,843㎡		—

災害廃棄物等の種類

- ① 可燃ごみ（木くず、紙類、ビニール類、プラスチック類）
- ② 埋立ごみ（ガラス、ビン、陶磁器類、その他リサイクルできないもの）
- ③ 不燃ごみ（破碎ゴミ、PC、熱湯器）
- ④ 家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）
- ⑤ スプリング入り廃棄物（マットレス、ソファ）
- ⑥ 農タイヤ・自販車・有害ごみ
- ⑦ 金属類・金属くず（金物）
- ⑧ 畳・布団・ジャウタン・木くず・流木・大型木製品等

○災害廃棄物受入場所

面積 2,700㎡
受入場所 古府町（公民館グラウンド）小松市古府町丁75
受入期間 2022.8.9 ~ 2022.8.18

【位置図】



【配置図】



災害廃棄物受入場所写真
古府町（公民館グラウンド）
受入状況

令和4年8月8日撮影



災害廃棄物受入場所写真
古府町（公民館グラウンド）
受入状況

令和4年8月8日撮影



災害廃棄物受入場所写真
古府町（公民館グラウンド）
受入状況

令和4年8月18日撮影

10. 災害報告書

▶ 住民への周知

○市ホームページ

○チラシ

小松市ホームページ

更新日：2022年08月06日

8月4日の水害で発生した災害廃棄物仮置き場の設置について

8月4日の水害で発生した災害廃棄物の仮置き場の設置について

この夏の大雨に伴い発生した災害廃棄物につきまして、こまつドーム第2、第3駐車場を災害廃棄物専用の受入場所「仮置き場」として、8月7日より運用開始いたします。

「仮置き場」ではこの度の水害で発生した災害廃棄物の持ち込みが可能です。

・場所：こまつドーム第2、第3駐車場（ドームから道路挟んだ向かい）

※8月1日（木曜日）からは第2駐車場のみとなります。

・受入期間：8月7日（日曜日）～8月31日（水曜日）

・受入時間：9時～16時（最終受付）

・受入できるもの：水害で発生した廃棄物（災害廃棄物）のみ

※産業廃棄物は受け入れできません。

※エコロジープークこまつでは災害ごみは受け入れできません。

＜お願い＞

・出来るだけ乾き乾きしてお持ちください。

・通常のゴミとは分別方法が異なります。詳しくは下記チラシを参照ください。

・ごみはご自身で持ち運ばれますので、下記チラシ記載の順番で積み込むとスムーズです。

・場内では係員の誘導に従って移動下さい。場内は一方通行となっております。

・生ごみは受け入れできませんので、通常の収集日に市内の集積場にお出しください。

・場内は道幅が狭いので水分補給等、熱中症対策をお願いします。

災害廃棄物の持ち込みについてのご案内

場 所 こまつドーム駐車場
受入期間 8/7（日）～8/31（水）
土日お盆を受け入れます
受入時間 9：00～16：00
※最終受付

位置図



＜お願い＞
被災からの復旧作業大変お疲れ様です。
スムーズな災害廃棄物の受入れのため以下の点にご協力ください。

●できるだけ湿気を落としてお持ちください

●ごみはご自身でおろしていただきますので、あらかじめ①～⑧の順に分別し、積み込んでいただくと、スムーズに回ることが出来ます

●生ごみは通常の収集日に市内の集積場にお出しください

※産業廃棄物は持ち込まず
※エコロジープークこまつでは災害ごみは持ち込まず

分別と持ち運び順番



- ① 可燃ごみ（木くず、紙類、ビニール類、プラスチック類）※生ごみは受け入れできません
- ② 燃立ごみ（ガラス、ビン、陶磁器類、その他サイズが大きいもの）
- ③ 不燃ごみ（破砕コンクリート、砕石類）
- ④ 家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）
- ⑤ スpring入り家具類（マットレス、ソファ）
- ⑥ 園芸用・自転車・家電ごみ
- ⑦ 金属類・金属くず（金物）
- ⑧ 書・新聞・じゃらん・木くず・草木・大型木製家具

【お問い合わせ】小松市環境部 TEL 24-8069

災害廃棄物の持ち込みについてのご案内（PDFファイル：1.6MB）

実際に配布したチラシ

災害廃棄物の持ち込みについてのご案内

場 所 こまつドーム駐車場
受入期間 8/7（日）～8/31（水）
土日お盆を受け入れます
受入時間 9：00～16：00
※最終受付

位置図



＜お願い＞

被災からの復旧作業大変お疲れ様です。
スムーズな災害廃棄物の受入れのため以下の点にご協力ください。

●できるだけ湿気を落としてお持ちください

●ごみはご自身でおろしていただきますので、あらかじめ①～⑧の順に分別し、積み込んでいただくと、スムーズに回ることが出来ます

●生ごみは通常の収集日に市内の集積場にお出しください

※産業廃棄物は持ち込まず
※エコロジープークこまつでは災害ごみは持ち込まず

分別とおろす順番



- ① 可燃ごみ（木くず、紙類、ビニール類、プラスチック類）※生ごみは受け入れできません
- ② 燃立ごみ（ガラス、ビン、陶磁器類、その他サイズが大きいもの）
- ③ 不燃ごみ（破砕コンクリート、砕石類）
- ④ 家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）
- ⑤ スpring入り家具類（マットレス、ソファ）
- ⑥ 園芸用・自転車・家電ごみ
- ⑦ 金属類・金属くず（金物）
- ⑧ 書・新聞・じゃらん・木くず・草木・大型木製家具

【お問い合わせ】小松市環境部 TEL 24-8069

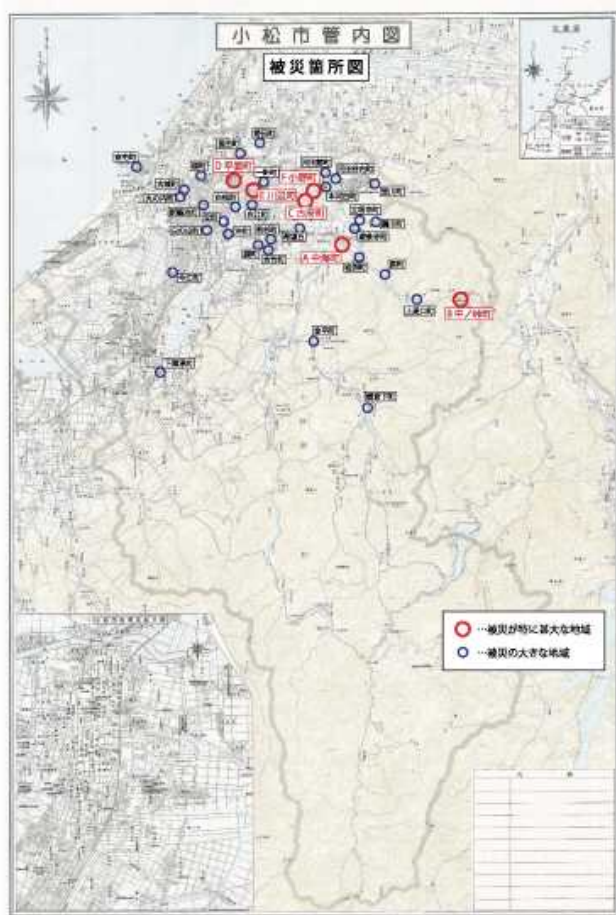
10. 災害報告書

▶ 被災の状況

○箇所図

○地区ごとの被害状況（全壊○件、半壊○件・・・）

○写真



被災箇所一覧（10月4日時点）

①被災が特に甚大な地域

町名	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	計
A 中海町	2	49		5	20	76
B 中ノ村町	1	2				3
C 吉南町		46		14	12	72
D 平岡町		18		16	55	89
E 川辺町		4		6	60	70
F 小野町		13		8	11	32
小計	3	132		49	158	342

【被災戸数合計】

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	計
①被災が特に甚大な地域	3	132		49	158	342
②被災の大きな地域	2	31	5	39	483	560
③その他の被災地域					347	347
合計	5	163	5	88	988	1249

出典：令和4年8月4日の大雨による災害（小松市災害対策本部調査）



被災状況写真

A-1

中海町①

令和4年8月4日撮影



被災状況写真

A-2

中海町②

令和4年8月4日撮影



被災状況写真

A-3

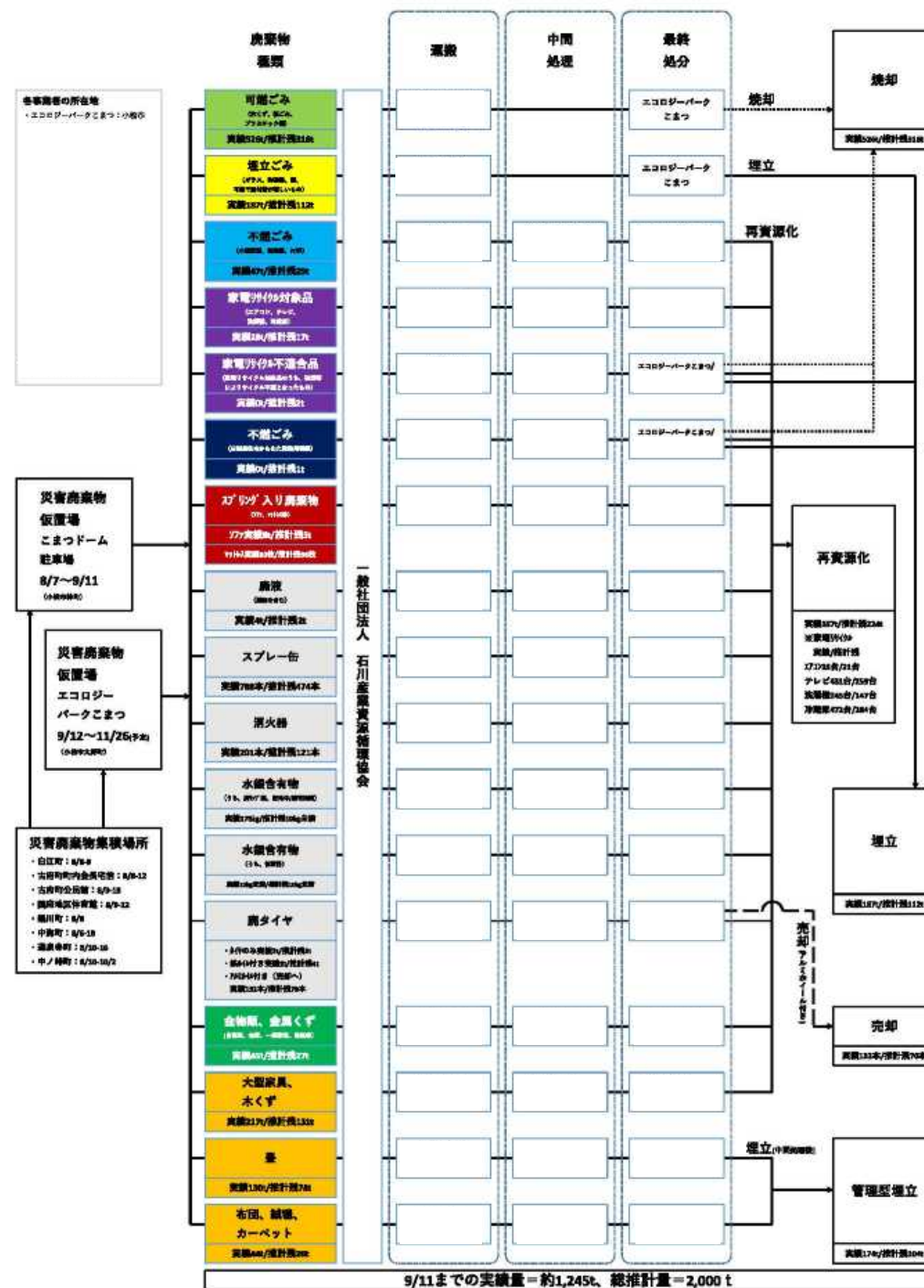
中海町③

令和4年8月6日撮影

▶ 処理方法の概要

運搬・中間処理・最終処分・
再資源化の流れがわかる

フロ-図



10. 災害報告書

▶ 処理方法の概要

○災害廃棄物発生量の推計

- ・災害廃棄物原単位：環境省災害廃棄物対策指針技術資料より
全壊117t/戸、半壊23t/戸、床上浸水4.6t/戸、床下浸水0.62t/戸
- ・被災戸数：罹災証明発行数より

⇒ **推計値 5,351t**

9/11時点の受入実績値：1,180t

乖離が大きい



補正作業

- ・半壊判定の家屋 → 解体実績なし → 床上浸水と同等と見なす
半壊23t/戸 → 4.6t/戸
- ・がれき類の搬入なし → 佐久市組成実績からがれき分を算出し控除
 $\text{全壊}117\text{t/戸} \times 44.1\% = 51.6\text{t/戸}$



補正後推計値 **2,000t**

10. 災害報告書

▶ 処理方法の概要

○災害廃棄物発生量の推計

- ・総発生量（推計値）2,000tを搬入実績割合（組成比率）で按分して品目ごとの推計値を算出

災害廃棄物の品目ごとの推計資料

【基本的な考え方】

環境省の原単位を用いた総排出見込量＝2,000tを基に、小松市における9月30日までの排出量実績や実績から算出した組成比率を活用して、各品目における推計値を算出した。単位が重量でないもの、実績が未確認については組成比率によらず実績および搬出状況、仮置場での集積状況から算定を行った。

10月1日以後排出総量見込 (kg)	総排出量見込み (kg)	全体処理率 (%)
750,902	2,000,000	62.45%

推計1 重量単価品目

※端数はラウンド

品目		8月～9月 排出量実績 (kg)	組成比率	推計値 (kg)	合計 (kg)	備考
可燃ごみ		526,330	0.421	316,130	843,000	
燃立ごみ		186,600	0.149	111,884	299,000	
不燃ごみ（小型家電）		24,530	0.020	15,018	40,000	(不燃ごみ相当)
自転車、金庫、 電気カーペットほか		22,680	0.018	13,516	37,000	
家電リサイクル	エアコンほか	27,520	0.022	16,520	45,000	
ソファ、椅子		8,400	0.007	5,256	14,000	
	廃液	3,570	0.003	2,253	6,000	
水銀含有物	バッテリー	178	0.000	22	200	比率0のため推計値を補正
消火器・スプレー缶・アルミホイール付きタイヤ・ マットレス		5,239	0.004			推定は換算重量、 組成比率算定に使用、 推計2、3で本数算出
廃タイヤ	ホイール無し	2,261	0.002	1,502	4,000	
廃タイヤ	鉄ホイール付	6,100	0.005	3,755	10,000	
金物、金属くず		44,820	0.036	27,032	72,000	
木くず、大型木製品、生木		217,080	0.174	130,657	348,000	
畳		130,180	0.104	78,094	209,000	
布団　じゅうたん		43,610	0.035	26,282	70,000	
合計		1,249,098	0.861		1,997,200	

10. 災害報告書

▶ 事業費算出内訳の明細

○入札（随意契約）～契約まで一連の書類

- ・ 廃棄物処理など廃棄物量に影響を受けるものは単価契約
災害協定書、随意契約理由書、見積徴収伺（単価）、
見積書（単価）、金額計算表、予算執行伺書、契約書
作業日報（提示のみ）
- ・ 整地工事など
工事設計書（仕様書、図面、数量表含む）、予算執行伺
入札調書、契約書、支出負担行為伺

11. 災害査定

▶ スケジュール

8/17 災害廃棄物補助金説明会（web、環境省＋県＋県内被災市）
（8/24～8/26 佐久市から職員派遣①）

8/25 環境省打合せ

（10/13～10/15 佐久市から職員派遣②）

10/18 災害報告書仮提出（紙＋PDF、県経由環境省へ）

10/21 環境省打合せ（web、環境省＋県）

11/8 環境省打合せ（web、環境省＋県）

11/10 災害報告書提出（紙＋PDF、環境省2部、北陸財務局1部）

11/16 災害査定（環境省＋北陸財務局＋県）

R5.1/11 限度額通知

1/13 交付申請書提出

2/10 交付決定

3/23 実績報告書提出

4/6 確定通知

12. 振り返り

▶ よかった点

- 佐久市への災害派遣経験
 - ・ 災害廃棄物等処理計画への反映
 - ・ 分別看板の準備
- 事前の仮置場候補地の選定と確保
- 石川県産業資源循環協会との協定
 - ・ 仮置場の設置～運営～災害廃棄物運搬～処分 をまとめて委託
- 一般廃棄物収集運搬許可業者との協定
- 環境省・石川県からの的確なアドバイス、指導、協力体制
- 県内市町やボランティアなどの協力
- 人材バンクによる佐久市からの職員派遣
- 受入場所の自主運営化

12. 振り返り

▶ 反省点

- 発災から3日後の仮置場の設置
 - ・他市は2日後
- 人員の配置不足
 - ・必要人員の見通しの甘さ
- 産業廃棄物の持込対応
 - ・アナウンス不足
 - ・一廃と産廃の曖昧な線引き

ご清聴ありがとうございました